

大阪府庁POS 手数料額¥60,000-



小規模不動産特定共同事業登録手数料新規

大阪府庁POS 手数料額 ¥60,000-

小規模不動産特定共同事業登録申請手数料(新規)

■手数料納付の流れ

①この用紙は、申請等の内容に合わせた手数料を納付いただくためのPOSレジ用のバーコードを付設した「大阪府手数料(POS)納付用連絡票」です。

②本連絡票を下記窓口にご持参の上、手数料を納付いただきますようお願いいたします。

・咲洲庁舎:1階フェスパ内(9時15分~17時30分)

大阪府咲洲庁舎フロア図



③手数料を納付後、本連絡票に納付済の印字があることをご確認の上、宅建業申請窓口(大阪府咲洲庁舎2階)へ申請書類とともにご提出いただきますようお願いいたします。